

新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応の確認について

会派名	新政みえ	議員名	
質問日	令和2年3月5日	13時までに事務局に提出してください	
質問	<p>Q 医療体制やマスク確保等について</p> <p>当県の医療政策統括監は感染症が専門と聞いており心強いところではありますが、県の保健所並びに県内医療機関における感染症対策の専門人材はどの程度いるのか。また、そうした人材の活用は進んでいるのかお聞かせください。</p> <p>県内の第2種感染症指定医療機関は7病院22病床ですが、それ以外の医療機関においても室内型の陰圧テント等の活用による受け入れ態勢の拡充が進んでいると聞きます。現在それぞれの地域における受け入れ可能病床はどの程度の数になっていますか？</p> <p>感染症患者の搬送が可能な救急車両は県内で4台のみと聞きますが、拡大時の対応策は進んでいますか？</p> <p>放課後児童クラブで使用するマスクが不足しています。県から配布もいただいているところですが、1か所1箱(50枚)でした。今後の運営とマスク不足の状況を考えると県のさらなる確保を望みますがいかがですか？</p>		
回答部局等	下記のとおり		
回答日	令和2年3月6日	原則として質問日の翌日までに回答してください	
回答	<p>当県の医療政策統括監は感染症が専門と聞いており心強いところではありますが、県の保健所並びに県内医療機関における感染症対策の専門人材はどの程度いるのか。また、そうした人材の活用は進んでいるのかお聞かせください。</p> <p>県保健所では、医師である所長のもと、感染症対策など公衆衛生に係る経験を積んだ保健師や臨床検査技師などが感染症の発症状況調査や感染拡大防止などの業務を担っています。</p> <p>また、県内の感染症に対する医療については、感染症指定医療機関が中心となり、関係機関と連携して担っています。県内には日本感染症学会が認定する専門医が24名(令和2年1月22日現在)、また、日本看護協会が認定する感染管理認定看護師が51名(令和2年3月5日現在)います。これらの人材は感染症指定医療機関や三重大学医学部附属病院などの感染症治療に中心的な役割を担う病院や、連携する医療機関等に所属しており、専門的知識を生かした業務に携わっていただいています。(医療保健部新型コロナウイルス感染症対策チーム)</p>		

<p>回答</p>	<p>県内の第2種感染症指定医療機関は7病院22病床ですが、それ以外の医療機関においても室内型の陰圧テント等の活用による受け入れ態勢の拡充が進んでいると聞きます。現在それぞれの地域における受け入れ可能病床はどの程度の数になっていますか？</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、国内の複数地域で感染経路が明らかでない患者が散発的に発生しており、また、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されるなど、感染が拡大しています。本県では1月30日に陽性患者を確認していますが、その後、新たな陽性患者は確認されておらず、現状は、地域発生早期に相当すると考えています。地域発生早期の医療体制としては、新型コロナウイルスに感染した患者が発生した場合は、感染症指定医療機関に入院し、治療を行うこととしており、感染症指定医療機関7病院、24床を確保しているところです。</p> <p>今後、地域で感染が拡大し地域流行期になった場合は、入院を要する患者が増加することが見込まれることから、感染症指定医療機関に限らず、一般の医療機関においても、感染予防策を講じた上で、病床を確保する必要があります。このことから、医療関係団体の代表者等で構成される「新型コロナウイルス感染症対策協議会」を3月3日に開催し、地域感染期の医療体制について検討を行いました。地域感染期には、全ての医療機関で対応を行う必要があることから、協議会での議論をふまえ、地域感染期の医療体制整備について、県内の医療機関と早急に調整し、必要な病床の確保を進めてまいります。（医療保健部新型コロナウイルス感染症対策チーム）</p>
<p>回答</p>	<p>感染症患者の搬送が可能な救急車両は県内で4台のみと聞きますが、拡大時の対応策は進んでいますか？</p> <p>本県では、新型コロナウイルスに感染した患者が発生した場合には、保健所の移送車や、状況に応じて消防機関へ依頼し、救急車で感染症指定医療機関へ搬送することとしています。今後、感染拡大に伴う多くの患者が発生した場合の搬送体制については関係機関と協議を進めているところです。（医療保健部新型コロナウイルス感染症対策チーム）</p>

回答

放課後児童クラブで使用するマスクが不足しています。県から配布もいただいているところですが、1か所1箱(50枚)でした。今後の運営とマスク不足の状況を考えると県のさらなる確保を望みますがいかがですか？

マスク等の不足は全国的な問題であり、国においてはメーカーに増産体制を要請する等の対策が行われているところですが、県においても3月2日に各市町を対象に緊急の状況調査を行い、放課後児童クラブでマスクが不足しているとの声を多くいただきました。

放課後児童健全育成事業の実施主体である市町において、備蓄しているマスクを各放課後児童クラブへ配付するなどの対応が既にとられているところですが、県としても市町と連携して放課後児童クラブを支援するため、備蓄していたマスク15,250枚を、各市町の放課後児童クラブ数に応じて割り振り、配付したところです。

今後のさらなる対応に向け、全国知事会を通じて、医療機関や教育機関、放課後児童クラブ等で使用するマスク等について、国において必要数を確保し、安定的かつ優先的に提供することを求めています。あわせて、県においてもマスク等の確保に努め、必要とする施設等に配布できるよう、関係部局と連携して取り組んでいきます。(医療保健部新型コロナウイルス感染症対策チーム、子ども・福祉部少子化対策課)